

## 電源立地地域対策交付金制度の交付期間の延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（以下「水力交付金」という。）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺の地域住民の福祉向上と電源立地の円滑化に資することを目的として創設されたもので、交付対象市町村では、この水力交付金を活用して地域住民の生活の利便性を図っているところであるが、本市においても、地域住民の生活に密着した防災倉庫や地域集会所の整備、市道の修繕等にこれを充当している。

しかしながら、現在の制度では、本市を始め交付対象市町村の多くがまもなく最長交付期間の30年を迎え、水力交付金が終了することとなるが、その場合、その後の水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれたわが国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べて環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして電力の安定供給に大きく寄与しているが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた地域住民と関係市町村の貢献があったことを、十分に認識していただきたい。

よって、国においては、平成22年度末をもって交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があることを考慮のうえ、平成23年度以降この制度を延長するとともに、電源開発促進税として、1,000kwhあたり375円を国民が負担していることを踏まえ、交付金の使途については完全に地方自治体が自由に使える仕組みとできるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

経 済 産 業 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣 様

豊 田 市 議 会